

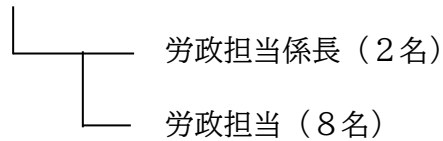
1 機構、目標、事務分掌

経過

昭和39年	4月	商工課に労政係を設置
昭和47年	4月	長野県松本勤労者福祉センターが開設され、松本市が管理・運営を受託したことを契機として労政課が発足
		松本市働く婦人の家開設
昭和47年	7月	松本市勤労者互助会設立 (平成2年5月松本市勤労者共済会に名称変更)
昭和48年	5月	松本市勤労青少年ホーム開設
昭和60年	12月	松本市勤労会館開設
平成7年	7月	ファミリーサポートセンター開設
平成10年	2月	労働相談コーナー設置(高齢者職業相談室併設)
平成11年	3月	長野県松本勤労者福祉センターにエレベーター設置
平成11年	4月	機構改革により、勤労青少年ホーム、働く婦人の家(現在のトライあい・松本)は中央公民館へ、ファミリーサポートセンター事業は児童福祉課(現在のこども育成課)へ移管となる。
平成13年	4月	機構改革により経済部となる。
平成14年	4月	勤労者心の健康相談室開設
平成15年	4月	適職発見探索ルーム開設
平成17年	4月	松本市勤労者共済会を法人化し、財団法人松本市勤労者共済会を設立
平成18年	4月	機構改革により商工観光部となる。
平成20年	8月	平成24年度に長野技能五輪全国大会が松本市を主会場として開催することが決定。労政課が主管課となる。
平成21年	7月	労働相談コーナーを「職業・労働相談室」と改め、2階へ設置
平成24年	4月	適職発見探索ルームを若者職業なんでも相談に名称変更
平成24年	10月	第50回技能五輪全国大会が松本市と諏訪市で開催される。
平成25年	4月	財団法人松本市勤労者共済会が一般財団法人へ移行
平成25年	7月	松本市ものづくり人材育成連絡会設立
平成28年	3月	長野県松本勤労者福祉センターの耐震改修工事を実施
平成29年	4月	健康産業・企業立地課より、健康経営に関する業務が移管される。
平成30年	3月	長野県松本勤労者福祉センターの大規模改修工事を実施
平成30年	4月	長野県松本勤労者福祉センターが長野県から松本市に移管となり、「松本市勤労者福祉センター」に改称
平成31年	4月	生涯現役促進地域連携事業開始
令和3年	4月	機構改革により産業振興部となる。
令和4年	3月	生涯現役促進地域連携事業終了

機 構

市長 — 副市長 — 産業振興部長 — 労政課長



労働行政の目標

新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化も慢性化しつつあり、各人の対応も日常化してきていますが、コロナ禍以前のような日常は、まだまだ先になりそうな状況が続いています。

このような中、令和4年3月末時点における松本公共職業安定所管内の有効求人倍率は、前年同月比で0.24ポイント上回る結果となりました。コロナ禍の影響や依然として存在する雇用のミスマッチ（求人側が求める職業能力や職業意識、経験、年齢等といった条件と、求職者側の希望するこれらの条件が合わない）といった問題は継続してありますが、企業側の体制も回復傾向にあることから徐々に改善が進んでいます。

法改正の面では、平成30年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が令和元年度から順次施行されており、法改正の要点となっている「時間外労働の上限規制」も、令和2年度から中小企業にも適用されました。併せて、「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」として、「パートタイム労働法」、「労働契約法」、「労働者派遣法」の改正も行われたことで、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができることを目指すものとしています。

企業にとっては、既存の就業規則の見直しや、雇用形態の見直しが必要であり、これらの法改正に適正に対応できるよう、関係機関と連携して周知に努めています。

このような情勢を踏まえ、市の労働行政では、現在積極的に推進している「健康経営」及び令和元年度から3年間実施した「生涯現役促進地域連携事業」の結果も検証することで、一連の雇用情勢を注視し、時代に即した施策を打ち出していくことが必要と考えます。

また、引き続き、働きたいという意欲のある者の誰もが、自分の希望する時期まで働き続けることができる社会が構築できるよう、次の項目を目標に、雇用対策、健全な労使関係の確立、勤労者福祉の向上、男女の雇用均等化、多文化共生、労働関係法令の周知等を図り、各種関係機関と連携して積極的な労働行政を推進していきます。

- ① 女性や高齢者、外国人、障害者を含む雇用の安定
- ② 男女を問わず仕事と家庭の両立可能な就業環境づくり
- ③ 技術・技能・ものづくり尊重機運の醸成と若年技能者の発掘育成
- ④ 労働条件の改善や格差縮小による安心して働き生活できる環境の確立
- ⑤ 就業・労働環境・メンタルヘルス等に関する相談事業の充実
- ⑥ 中小企業における福利厚生等の充実、健康経営の普及促進
- ⑦ 雇用対策と働き方改革の推進

事務分掌

- 雇用・労使に関すること。
- 職業・労働相談、心の健康相談、労働教育に関すること。
- 勤労者資金融資及び勤労者福祉事業の支援に関すること。
- (一財)松本市勤労者共済会の育成に関すること。
- 中小企業の雇用対策及び退職金制度拡充に関すること。
- 健康経営の普及促進に関すること。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進に関すること。
- 高齢者・障害者・女性・不安定労働者の雇用対策に関すること。
- 技能五輪全国大会と人材育成に係ること。
- 公的労働関係機関、及び労働団体等との連絡調節に関すること。
- 勤労者福祉センター及び勤労会館の管理運営に関すること。

2 一般会計予算と労働関係予算

年 度	一般会計当初予算(A) (千円)	労働関係予算(B) (千円)	割合(B)／(A) (%)
令和元	88,010,000	226,190	0.26
令和2	89,510,000	152,060	0.17
令和3	101,160,000	145,620	0.14
令和4	103,389,000	137,040	0.13

3 市内の勤労者

(1) 事業所数及び従業者数

	事業所数	従業者数(人)
全 国	5,622,238	57,439,652
長 野 県	108,560	954,253
松 本 市	13,269	120,216

資料：平成28年経済センサス活動調査

(2) 労働力人口等

項 目 名		松 本 市 (県内順位)	長 野 県
労働力人口	人数(人)	125,683 (2位)	1,108,084
	割合(%)	62.2 (35位)	62.0
就 業 者	人数(人)	121,552 (2位)	1,091,038
	率(%)	58.7 (39位)	58.9
完全失業者	人数(人)	4,131 (2位)	62,845
	率(%)	3.29 (50位)	5.45
女性就業者	人数(人)	53,372 (2位)	475,172
	率(%)	50.0 (43位)	49.5
高齢者就業者	人数(人)	17,857 (2位)	152,038
	率(%)	27.9 (54位)	26.7

資料：平成27年国勢調査

《参考》

- ・労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの
- ・就 業 者：「従業員」と「休業者」を合わせたもの
- ・完全失業者：次の3つの条件を満たすもの ①就業者ではない ②仕事があればすぐ就くことができる ③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた

(3) 最低賃金

正規、非正規、派遣、パート、臨時などの雇用形態にかかわらず、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。(派遣労働者の場合には派遣先の最低賃金を適用)

種 別	時間額	発効日	適 用 業 種 等	適用除外業種
長野県地域別最低賃金	877円	R3.12.1	特定(産業別)最低賃金が適用されないすべての労働者に適用 (産業別最低賃金の該当業種であっても、18歳未満又は65歳以上の者、雇用後6カ月未満で技能習得中の者、清掃等の軽作業、熟練を要しない作業等の場合には、産業別最低賃金の適用が除外され、地域別最低賃金が適用される。)	
長野県特定(産業別)最低賃金	916円	R3.12.29	計量器・測定器・分析機器・試験機・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
	927円	R3.12.16	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(糸手編機械製造業を除く)及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
	879円	R3.12.31	各種商品小売業	
	877円	R3.12.31	印刷、製版業	

資料：長野労働局

(4) 有効求人倍率の推移(各年度3月数値)

年 度	全 国	長 野 県	松本職安管内
平成30	1.63	1.64	1.63
令和元	1.38	1.39	1.38
令和2	1.10	1.25	1.21
令和3	1.22	1.45	1.50

長野労働局 松本公共職業安定所